

下請代金法等が改正されます

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向け、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和8年1月1日に施行されます。

ここが変わる！法改正のポイント

下請代金支払遅延等防止法

下請中小企業振興法

【共通】用語の見直し：「下請事業者」→「中小企業受託事業者」、
「親事業者」→「委託事業者」等

新名称

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律
(通称：中小受託取引適正化法(取適法))

新名称

受託中小企業振興法

内容変更

- ①協議を適切に行わない代金額の決定の禁止
一方的に代金を決定して、中小受託事業者の
利益を不当に害する行為が禁止されます
- ②手形払等の禁止
電子記録債権なども含め、委託代金の支払期
日に満額現金化できなければ支払遅延と見な
されます。
- ③運送委託の対象取引への追加
荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託
する取引も規制対象に追加されます。
- ④従業員基準の追加
製造委託等は300人、役務提供委託等は100
人の従業員数の基準が追加されます。
- ⑤面的執行の強化
事業所管省庁に指導・助言権限が付与されま
す。

内容変更

- ①多段階の事業者が連携した取組への支援
2以上の取引段階にある事業者による振興
事業計画も、承認・支援が受けられます。
- ②適用対象の追加
荷主と運送事業者との取引、従業員の大小
関係がある取引も対象に追加されます。
- ③地方公共団体との連携強化
下請かけこみ寺に寄せられる声の活用など
連携が強化されます。
- ④主務大臣による執行強化
状況が改善されない事業者に対して、より
具体的な措置を示した勧奨が行われます。

※ 詳しくは、中小企業庁
ホームページをご覧ください。



令和7年度 適正取引講習会の募集開始

中小企業庁では、取引環境の適正化を図るため、毎年「下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）」についての基礎知識と事例を交えた解説で、実務的に活用いただける無料の講習会を実施しています。

今年度の「講習会」では、今回の改正のポイント、運用における注意すべき点についての解説も含めたプログラムを予定しています。

- オンライン（Webex）のライブ配信で実施します。
週1回、約100分間のライブ配信方式で行っていますので、ご希望の方は、適正取引支援サイトにある適正取引講習会予約ページで、御予約ください。
定員（各回800名）の関係で、申込みいただけない日程がありますので、お早めに申込みをお願いします。
3月まで週1回程度開催予定となっています。

- 当面の申込み状況及び適正取引支援サイトへのリンク

×	2025/06/17 (火)	14:00-
×	2025/06/18 (水)	14:00-
○	2025/06/24 (火)	14:00-
○	2025/06/25 (水)	14:00-
×	2025/06/27 (金)	14:00-

